

大郷選管告示第10号

令和7年3月6日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定による大郷町議会の解散請求書を受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第100条において準用する同令第98条第1項の規定により、大郷町議会の解散請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

令和7年3月7日

大郷町選挙管理委員会

委員長 及 川 守 江



1. 請求代表者の住所及び氏名

宮城県黒川郡大郷町大松沢字畑屋敷49番地の1	只野 茂博
宮城県黒川郡大郷町粕川字伝三郎23番地	赤間 正

2. 大郷町議会の解散請求の要旨

別紙のとおり

大郷町議会の解散請求の要旨

1 請求の要旨（1,000字以内）

「おおさと」の未来を今こそ新たな変革を求め、次世代に生きる人々に夢と誇りを持ち、世の中の人々や若者達から選ばれる町が人口増につながります。

町の主役は町民であり、勇気を奮い立たせて自ら希望の持てる「ふるさと おおさと」の再考に立ち上がらなければならないと考えております。

大郷町は人口減少、少子高齢化等により令和4年に過疎地域に指定されました。町では、過疎脱却に向け、若者定住促進対策等各種事業を積極果敢に取り組んでおります。

次世代に生きる人々に、夢や希望の持てる大郷町にすることが、今を生きる我々の最大の責務であると思います。

そのような中、町では「おおさとスマートスポーツパーク構想」の実現に向け、住民説明会を開催し、町民に構想の概要を説明しました。

その後、令和6年6月の第2回大郷町議会定例会にその構想に係る用地購入費、測量設計業務費の予算が提案されましたが否決となり、7月26日の第5回大郷町議会臨時会に再提案されましたが、またも否決となり、町民の思いが通用しない議会であります。2回も大郷町議会で否決となったことで、町ではこの構想について再度多くの町民に説明会を実施しました。

議員は、住民意見や議会制民主主義を履き違えており、いかにも正当であるかのように語っておりますが、議会制民主主義の根幹を理解しておらず、有権者である町民の意思を尊重できておりません。

そのような議員で構成されている議会は、住民不在の議会であり、大郷町議会の解散を直接請求するものです。

また、10月に実施した「おおさとスマートスポーツパーク構想に係る住民アンケート調査」におきましては、「50.23%が進めるべきである。37.22%がやめるべきである。」という結果となりました。

この結果からも町の課題に町民自ら行動を起こすべきであります。

上記の事柄に町民の皆様のご賛同が不可欠であります。

大郷町らしい食料農業農村で、どこにもない魅力に富む、人間らしい健康的な地域創生の為に、ご賛同、ご協力をお願い申し上げます。